

2019年12月25日

JFS 規格（フードサービス）セクター：G
監査及び適合証明プログラム規程 Version 1.0 の概要

一般財団法人食品安全マネジメント協会

1. 制定の目的

2018年6月の食品衛生法改正により、外食産業をはじめとするフードサービスにも HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の実施が求められることとなりました。一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、「協会」といいます。）は、このような法改正に対応するために、飲食店、給食施設、セントラルキッチン、仕出し弁当および弁当の製造施設、惣菜などの中食の製造施設を対象とした「JFS 規格（フードサービス）セクター：G Version 1.0 [組織に対する要求事項]」（以下、「本規格」といいます。）を2019年8月20日に公表しました。

また、この規格に基づいて監査及び適合証明をするために、「JFS 規格（フードサービス）セクター：G 監査及び適合証明プログラム規程 Version 1.0」（以下、「本規程」といいます。）を2019年12月25日に公表しました。本規程は、2019年12月25日の公表とともに適用開始となります。

本規程の概要は以下の通りです。

2. 本規程案の概要

（1）本規程案の構成

本規程は、本規格の監査及び適合証明を行うために、監査員及び判定員に対する要求事項や監査及び適合証明の仕組みを規定したものです。本規程の構成は以下のとおりです。

- ・ 監査会社への要求事項
- ・ 監査及び適合証明
- ・ 監査員・判定員についての要求事項
- ・ 付属書1 要求事項対応表
- ・ 付属書2 監査及び適合証明の業務手順
- ・ 付属書3 フードサービスに係る業務経験（監査員・判定員への要求事項）

なお、本規程は、JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Version 2.0（以下、「プログラム文書」といいます。）の特例を定めたものであり、本規程に定めのないものについては、プログラム文書の定めに従うものとします。

(2) 監査会社への要求事項

本規程は、本規格に基づいて監査及び適合証明を行う監査会社に対する要求事項を定めています。協会は、本規程が定めた要求事項を満たしているかを確認し、監査会社を承認します。例えば、監査会社は、本規格の監査業務に必要な力量を有した監査員及び判定員を擁していることが求められています。

(3) 監査及び適合証明

フードサービスに対する監査及び適合証明に特有の事項として、本社と店舗との関係、適合証明書の必須記載事項、適合組織の登録についての特例を定めています。監査及び適合証明の業務手順の流れ（監査工数の算定基準を含む）については、付属書2に示しています。

(4) 監査員及び判定員の要求事項

本規格の監査及び判定業務を行う監査員・判定員は、**JFS-A/B**規格（製造セクター）の登録監査員・判定員の他、飲食店や大量調理施設における業務経験、これらの店舗や施設に対する食品安全の監査、衛生検査、コンサルティング等の実務経験があり、協会がその実務経験の内容を確認した者であることが必要としています。また、監査員及び判定員は、登録に先立ち、協会が承認した食品安全研修及びフードサービスのための監査研修を修了しなければなりません。

以上